

署受付 税印	平成 年月日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	※ 税務署 処理欄	青色申告	一連番号			
納税地	電話() -	事業種目 経理責任者 自署押印	印	売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印	整理番号						
(フリガナ)					事業年度(至)					年 月 日	
法人名					兆十億百万						
(フリガナ) 代表者 自署押印					申告年月日					年 月 日	
代表者 住 所		申告区分	府指定	局指定	指導等		区 分				
		通信日付印	確認印	省略	年 月 日						
		年 月 日	直前年 度会計業 理	年 月 日							

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

事業年度分の

申告書

適用額明細書提出の有無
有○無○

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

税理士法第30条の書面提出有○税理士法第33条の書面提出有○

所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (40)	所得税額等の還付金額 (40)	14	十億 百万 千 円	
法 人 税 額 (32)	2		中間納付額 (12)-(11)	中間納付額 (12)-(11)	15		
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 <small>(別表六「24」+別表六「4」+別表六「82」+別表六「123」+別表六「130」+別表六「131」+別表六「132」+別表六「133」+別表六「134」+別表六「135」+別表六「136」+別表六「137」+別表六「138」+別表六「139」+別表六「140」+別表六「141」+別表六「142」+別表六「143」+別表六「144」+別表六「145」+別表六「146」+別表六「147」+別表六「148」+別表六「149」+別表六「150」+別表六「151」+別表六「152」+別表六「153」+別表六「154」+別表六「155」+別表六「156」+別表六「157」+別表六「158」+別表六「159」+別表六「160」+別表六「161」+別表六「162」+別表六「163」+別表六「164」+別表六「165」+別表六「166」+別表六「167」+別表六「168」+別表六「169」+別表六「170」+別表六「171」+別表六「172」+別表六「173」+別表六「174」+別表六「175」+別表六「176」+別表六「177」+別表六「178」+別表六「179」+別表六「180」+別表六「181」+別表六「182」+別表六「183」+別表六「184」+別表六「185」+別表六「186」+別表六「187」+別表六「188」+別表六「189」+別表六「190」+別表六「191」+別表六「192」+別表六「193」+別表六「194」+別表六「195」+別表六「196」+別表六「197」+別表六「198」+別表六「199」+別表六「200」+別表六「201」)</small>	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	外	16				
差 引 法 人 税 額 (2)-(3)	4		計 (14)+(15)+(16)	計 (14)+(15)+(16)	17		
リース特別控除取戻税額 (別表六「25」「31」)	5		この申告が修正申告である場合 この申告前の 還付金額	所得金額又は 欠損金額	18		
土利 課税土地譲渡利益金額 (別表三「2」+別表三「24」+別表三「25」+別表三「33」「34」「35」)	6	0 0 0	課税土地譲渡利益金額	19			
同上に対する税額 譲渡金 (33)+(34)+(35)	7		法 人 税 額	20			
法 人 税 額 計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	外	外	21		
仮装経理に基づく过大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((13)-(20))若しくは ((13)+(21))又は((21)-(17))	0 0	22	0 0	
控 除 税 額 ((8)-(9)と(38)のうち少ない金額)	10		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「1」+別表七「2」)(21)又は別表七「3」(10))	23			
差引所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「1」+別表七「2」)(15)の合計)	24			
中間申告分の法人税額	12	0 0	この修あこの の正る申 申場合 告告合前又は災害損失金 がでのの	25			
差引この申告(中間申告の場合はそ べき法人税額の場合は(15)記入 (11)-(12))	13	0 0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「1」+別表七「2」)(15)の合計)	26			
法 人 税 額 の 計 算 (1)の金額又は800万円× $\frac{12}{36}$ 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(27)	27	0 0 0	(27)の15%相当額	30			
所 得 金 額 (1) (27)+(28)	28	0 0 0	(28)の19%相当額	31			
土 地 譲 渡 税 額 (別表三「2」「27」)	33	0	法 人 税 額 (30)+(31)	32			
同 上 (別表三「2」「28」)	34	0	土 地 譲 渡 税 額 (別表三「3」「23」)	35		0 0	
控 除 税 額 の 計 算 所得税の額 (別表六「1」「6の③」) 外 国 税 額 (別表六「2」「16」) 計 (36)+(37) 控 除 し た 金 额 (10) 控除しきれなかった金額 (38)-(39)	36 37 38 39 40		決算確定の日 中間申告の場合には その計算期 還する 金 融 機 関 等 を 受 け よ う と	平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 銀行 金庫・組合 農協・漁協 口座 番号 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 ※ 税務署処理欄			